

# 日本学生支援機構奨学金 「在学猶予願」の提出について

日本学生支援機構奨学金貸与終了者は、進学・留年等により貸与終了後も在学し返還猶予を希望する場合は、下記の「学校番号」を使って、スカラネット・パーソナル (<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>) を通じて、「在学猶予願」を **4月28日(木)** までに提出してください。

なお、標準修業年限を超えて在学する場合は、毎年提出が必要です。また、「在学猶予願」提出後に早期卒業・退学等で在学期間が短くなる場合は、速やかに学生支援課まで申し出てください。

学校番号: 104013-01 (法科大学院以外)、104013-60 (法科大学院)

※番号は学校ごとに異なります。他大学に在学することになった場合は、その学校の指示に従ってください。